

令和 2 年 6 月 23 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04401

研究課題名（和文）対人援助者の実践過程における「司法臨床」の応用可能性に関する実証的研究

研究課題名（英文）Empirical Study on Applicability of Forensic Clinical Psychology by human service professionals

研究代表者

廣井 亮一（HIROI, ROICHI）

立命館大学・総合心理学部・教授

研究者番号：60324985

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、対人援助者が、司法臨床による援助を実践することを目的として、その応用可能性を実証的に研究した。彼らが対象にする子どもや家庭の諸問題は、法的事項と絡みさらに人間関係など臨床的関与が必要になるからである。

研究の方法は、子ども支援員、家庭相談員などの対人援助者の援助過程を調査したうえで、対人援助者のための司法臨床モデルを提示して実践させた。その結果、対人援助活動において法と臨床の協働が適切に行われ、多層的な援助やサービスを提供することにつながるということが明らかにされた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

児童虐待、離婚問題、少年非行、いじめ、ストーカー問題などの予防と対応は専門家による対応だけでなく、家庭や地域社会に密着した対人援助者の関わりが必要であることからすれば、本研究は国民全体に寄与するものであると過言ではない。

その意味において、本研究は、研究者・廣井亮一の18年間の家裁調査官としての実践と20年間の大学研究者としての司法臨床の研究を集大成して、対人援助者に広く司法臨床の方法を還元するという重要な意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study demonstrated Forensic Clinical Psychology applicability and aimed at human service professionals being able to provide supports with it. The children and the domestic problems that human service professionals support need the clinical participation like human relations in addition to a legal matter. The method of this study investigated the support process of the human service professionals like child support staffs and family counselors, and let them watch the Forensic Clinical Psychology model and practice it. As a result, law and clinical collaboration were carried out appropriately in the human service activities, and it was revealed that it led to the offer of the multi-layer-like support and service.

研究分野：司法臨床

キーワード：司法臨床 犯罪・非行 児童虐待 離婚問題 いじめ ストーカー問題

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究者(廣井亮一)は、平成24年度に採択された科学研究費補助金(基盤研究C)による研究で、弁護士と臨床心理士の協働による法と臨床の協働-司法臨床の機能によって犯罪・非行、児童虐待などの問題解決が適切かつ効果的に行われることを明らかにした。

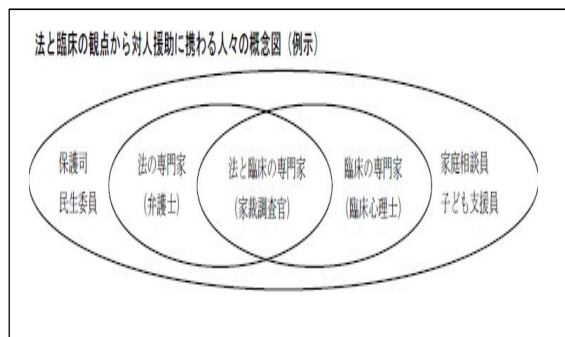
そうした司法臨床の機能は、弁護士と臨床心理士の両者の協働だけでなく、犯罪・非行や児童虐待などの問題解決に習熟した家裁調査官、保護観察官、児童福祉司などの専門家個々人に内在し得る機能であることが示唆された。

2. 研究の目的

本研究においては、その司法臨床の方法をさらに広く展開するために、法や臨床の専門家ではない「対人援助者」が司法臨床による援助を広く実践することを目的として、対人援助者の援助の実際を分析したうえでその援助過程における司法臨床の応用可能性を実証的に研究するものである。

本研究における「対人援助者」とは、保護司、民生委員、青少年委員、母子相談員、など特に必須とされる資格はなくとも、人格識見が高く社会的信望がある者による「人を援助する」という実践的行為に携わる者を指す。

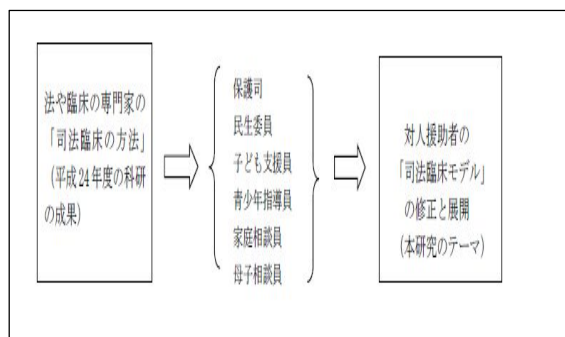
対人援助者の援助において期待されていることは、いわゆる社会的常識や見識に基づいた対応であるが、彼らが対象にする諸問題は、極めて法的事項と絡みさらに人間関係など臨床的関与が必要になる問題や紛争である。そのような諸問題に対人援助者が対応するためには、経験だけに頼ることに限界があり、ましてや独善的な価値観による判断は避けなければならない。その意味においても対人援助者が司法臨床の知見を獲得することは必須課題である。



3. 研究の方法

法や臨床の専門家ではない、保護司、家庭相談員、子ども支援員等による対象者へのアプローチと援助の実際を事例に沿いながらインタビュー調査を実施してその内容を分析する。それを基にして、対人援助者のための司法臨床モデルを構築する。

次に、そのモデルに沿って対人援助者に実践をしてもらいながら、時系列的に対人援助者の司法臨床モデルの応用可能性について検証する。さらに、民生委員、青少年委員、母子相談員など他の対人援助者に拡げてそれぞれの実践に応用できるように修正したうえで、「対人援助者のための法と臨床の対応の手引き-司法臨床のアプローチ」を完成する。



以上の研究の方法に従って、法や臨床の専門家ではない対人援助者が主に関わる各種の問題に即して「援助において困難が生じたとき」や「どのように援助すべきか判断に迷ったとき」などについて、どのように対応しているのかを中心に現場の視点でデータ収集をした。その検証をもとにして、対人援助者が子どもの問題(非行、いじめ)、家庭の問題(児童虐待、離婚問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者虐待)、学校の問題(体罰問題、モンスター・ペアレントの対応)など具体的な問題、課題について、司法臨床の観点から考察した。

その際、昨今大きな社会問題となっているストーカー問題を検証対象とする必要性があることが明らかになり、研究目的をより精緻に達成するために補助事業延長の許可を受け、ストーカー

への対応について調査、検証した。その方法としては、大阪府警本部と共同して、大阪府7警察署で受理したストーカー事案100ケースの質的分析を行った。さらに、重大事件につながったハイリスク・ストーカーのリスクアセスメントと司法臨床によるアプローチについて実証的に検証して、本研究を完了した。

研究の成果は、『心理職・援助職のための法と臨床 - 家族・学校・職場を支える基礎知識』廣井亮一、中川利彦、児島達美、水町勇一郎著、有斐閣、2019年2月、を刊行した。本書は研究者・廣井亮一の司法臨床の実践と司法臨床の研究の集大成ともいえる研究成果になった。その他、ストーカー問題については、日本犯罪心理学会で報告した他、2020年に大阪府臨床心理士会の研修などでまとめとして最終報告する。

4. 研究成果

(1) 法と臨床の協働の必要性

近年のわが国は、子どもの問題として少年非行、家族では児童虐待、離婚に伴う子どもの奪い合い、ドメスティックバイオレンス(DV)、高齢者虐待、学校ではいじめ、体罰、職場ではハラスメント、など大きな社会問題を抱えている。このような問題や紛争はいずれも「法」と「臨床」に関わることが特徴である。たとえば、夫婦、親子、親族という家族関係の歪みが、離婚、DV、虐待、扶養問題、など法に関わる問題として立ち上る。それゆえ、そうした家族の紛争解決のためには、法に焦点化したアプローチと同時に、その水面下にある関係の歪みにアプローチしなければならない。

同様に、家族、学校、社会という子どもたちを取り巻く諸環境の歪みが、非行やいじめ問題などに反映される。その問題が家庭裁判所や児童相談所に係属すれば、少年法や児童福祉法に基づきながら家族や学校における関係の調整が必要になる。こうしたことが、子どもや家族に関する問題解決に関わる対人援助者に、法と臨床による関与が求められる理由である。

そうした問題に関与する対人援助者の援助においては、ただ単に法律に従うだけでなく、一刻として動く対人援助活動に則したものでなければならない。その反面として、虐待で危機に瀕した子どもや高齢者などの弱者を守り保護するためには、心理臨床の理論や技法だけでは対応しれない。そのためには問題や紛争に応じた法や制度を知り、それを発動するための具体的な法的要件を把握しておかなければ緊急事態に対応できない。そうした理由で、対人援助活動において法と臨床の協働が求められ、それが最適かつ多層的な援助やサービスを提供することにつながる。

(2) 法と臨床の効用と限界

さらに、法と臨床の協働の必要性は、それぞれの効用と限界があることに関係する。

法的アプローチの効用と限界

法的アプローチの効用としては、まず法に基づけば誰もが同じ原則を共有しながら問題解決がなされるという公正性、信頼性を担保する。このことは特に対立する紛争当事者に関わる際に重要になる。紛争当事者は、そうした法に基づいてフェアな判断がなされるという安心感を得ることによって、問題解決に取り組む準備ができる。

また、法の強制力は、児童虐待で子どもの命を守るときや、DVやストーカーの加害者から被害者が緊急避難するときなど、その危機介入の際に必要な。少年事件であれば、非行少年に注意や説得という言葉でアプローチをしても収まらない場合、法に基づく禁止や阻止が必要になることがある。こうした法による強制力を背後効果にした禁止、阻止という作用は、基本的に臨床的アプローチにはない。

法の限界は上記の効用の裏返しである。愛や憎しみをどのように捉えるのか、関係性や未来志向性といった千変万化するものには、法は対処しきれない。つまり、法による合理的判断がいかに正義にかなう正論だとしても、それが必ずしも実質的な解決に結びつくとは限らないということである。

臨床によるアプローチの効用と限界

臨床によるアプローチの効用としては、法が示す規範や強制力に対する反作用として、人は意地になり頑なな態度をとることがある。たとえば、法的な客観基準だけで判断され、子の親権者になれなかった当事者は、意固地になり子どもにしがみついて離さなくなることもある。また、男女の紛争には往々にして恨みや嫉妬という情念がつきまとい、その根深い感情が問題解決を阻害する。そうした人の感情や人間関係へのアプローチに臨床的アプローチが必要になる。

反面、臨床的アプローチの限界としては、法的アプローチが一義的に法に準拠することでその安定性、信頼性を担保できるのに対して、臨床的アプローチは多義的なため、ともすれば当事者から主観的であいまいだと批判されかねない。

また、対人援助者が通常、援助の対象にしている人々は何らかの悩みを抱えて自ら援助を求めてくることが多い。ところが、犯罪や非行という問題行動を抱えた者は、法による処罰への不安や恐怖に怯え、援助者に対しても激しい攻撃性と敵意を向けてくる。それ故、非行少年が示す激しい攻撃性、敵意にどう対処するかということが課題になる。さらに、非行少年たちは自らの行動を改善しようとする意欲があまりない。そうした治療動機がなく援助的關係が形成し難いこ

とや、そもそも少年が援助の場に行くことさえ拒み、本人と接触することができないことも挙げられる。

以上の法と臨床の効用と限界を踏まえて、対人援助者による司法臨床の要点について、具体的な問題に即して述べる。

(3) 児童虐待への対応

2017(平成29)年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数が13万3,778件になり過去最多を更新した。対人援助者がさまざまな場面で対応する問題である。児童虐待防止法は、児童虐待を受けたと思われる児童を(下線は著者による)発見したときは児童相談所等に通告しなければならない、という義務を課している。児童虐待をめぐるわが国の対応は、法の改正による対応を強化する一方で、肝心の福祉的な支援が疎かになったり後手に回ったりしている。

そうだとすれば、日常的に子どもと家族に接する機会が多い、家庭相談員、母子相談員、民生委員などは「加害者としての親-被害児としての子ども」を発見するだけでなく、「援助されるべき親子(家族)」として関わる必要がある。すなわち、法が定義する虐待の周辺領域で子育てを援助し、そうした関わりの中で、虐待と思われる行為を発見したり、緊急対応を要する危機介入が必要になるときは法的介入を要請したりするということである。

(4) 少年非行への対応

非行少年に関わる基本的姿勢は、少年法1条に明記されている。

少年法1条：この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。

少年法1条を提示したのは、非行は法に関わる問題行動であるため、ともすれば非行少年を非難して罰の論議に陥りやすいからである。対人援助者が非行少年に関わるためには、まず非行という問題行動を少年たちの救助信号として捉えて対応することが必要である。さらに、少年たちはどのような助けを求めているのかということを理解することが重要になる。

対人援助者の非行少年への関わり方の要点は次の3点である。

非行の悪質性、問題性について善悪の評価をいったん保留する。：非行を不問に付すのではなく、少年がその罪に向き合えるまで保留するということである。

非行の意味を救助信号=SOSとして受けとめる。：少年が不貞腐れたり反抗的な態度をとったりしても、高圧的に抑えついたり罰をちらつかせたりして叱責するような対応は効果がない。少年をありのままに受容すると、徐々に少年との援助関係が形成される。

非行少年の語りを「徹底傾聴」する。：少年たちの語りに真剣に耳を傾けると、彼らは一様に堰を切るように自分の思いや抑えていた感情を吐き出す。非行少年は自分の話をしっかりと受けとめて聴いてもらった経験に乏しく、ましてや事件を起こしてからは怒鳴られ叱責され続けてきたといっても過言ではないからである。

(5) いじめへの対応

ネット・スマホによる現代型いじめは、いじめの加害-被害-傍観-仲裁が入れ替わることが特徴である。すると、いじめを「加害児 被害児」の関係だけで捉えたり、被害児の立場だけを強調して加害児を非難したり排除したりすることは、子ども集団における問題をさらに根深くすることにもなりかねない。したがって、子ども集団の関係性を修正するという観点から、いじめ被害児を守ることはもちろんのこと、いじめ加害児のケアも同時に行うことが重要だと言える。

学校教員、スクールカウンセラー等がいじめに対応するときの留意点は次の4点である。

学校全体で対応すること：いじめ事案の軽重にかかわらず、まず学校長に報告し、学校全体で組織的に対応することが必要である。

“悪者探”をせずに事実を把握すること：事実を調査する際には、4W1Hをニュートラルに正確に把握することである。正確な事実を把握すると共に、いじめの調査で子どもたちを傷つけないように配慮しなければならない。

いじめられる子といじめる子の同時ケア：対人援助者に求められることは、いじめられた子をしっかりと守りながら、いじめた子も同時にケアすることで、子ども集団のシステムを修復することが重要である。

関係機関との連携：学校が関係機関と連携する際に留意しなければならないことは、いじめた子を関係機関に引き渡して終わりにするような対応はいけなない。児童相談所や家庭裁判所との連携を保ちながら、いじめた子に引き続き関与することが大切である。

(6) 離婚紛争と子どものケア

2016(平成28)年度の婚姻件数は約62万組で離婚件数は20万組を超えている。結婚した3組の内1組が離婚していることになる。子どもの出生数は約98万人で、1人の女性が生涯に産む子どもの推計人数「合計特殊出生率」は1.44である(厚生労働省、2017)。

そうしたわが国の少子化における、離婚に伴う子どもの奪い合いが深刻な社会問題になっている。

少子化が続くわが国において、離婚に伴う争いは今後もさらに増加するものと思われる。離婚に直面した家族に関与する対人援助者は、さまざまな場面で法と臨床の協働＝司法臨床が求められる。離婚に直面した夫婦に未成年の子がいる場合、留意すべき法的事項は、親権の意味と親権者の決定方法、離婚後の非親権者と子どもとの面会交流、養育費など経済的事項、である。特に子の親権者については、後々紛争になった場合、家庭裁判所の調停さらには審判に移行することもあるので慎重に対処しなければならない。

面会交流とは、離婚後や別居中に子どもを養育していない親が、子どもと面会や宿泊をしたり手紙や電話などでやり取りすることをいう。面会交流で注意しなければならないことは、面会交流は「子の利益を最優先に考慮しなければならない」ということである。また、子どもの年齢に応じて、0ヵ月から1歳半児、1歳半から3歳児、3歳から5歳児、6歳から8歳児、9歳から12歳児、13歳児以上、の各発達段階に応じた面会交流の留意点に沿った対応が必要である。

(7)ハイリスク・ストーカーへの対応

大阪府警本部で2016（平成28）年に受理したストーカー事案100ケースを無作為に取り上げてを質的分析した結果、「怨型」、「うらみ型」、「恨型」、「歪んだ恋愛感情型」、「一方的恋愛感情型」の5カテゴリーを抽出した。

「怨型」（5ケース）：これがハイリスクストーカーに該当する。警察による法的対応を繰り返す度に攻撃性を高め悪化させる。警察に反発したり、警察が対応している期間に被害者に暴行をしたりしている。

「うらみ型」（6ケース）：これは前述の「怨型」と後述の「恨型」の中間的狀態に位置づけられるものである。怨型との違いは、加害者は過激な言葉を使うが過激な行動はあまりせず、警察の対応にはそれなりに応じる。逮捕の可能性を示唆されるとストーカー行為を一旦止めたりするが、再びストーカー行為をしたり別の被害者にストーカー行為を向けたりすることがある。

「恨型」（16ケース）：過激な言動はあまりせず、抑制された攻撃性で陰湿な行為をすることが多い。「恨型」の多くが口頭注意等警察の対応で収束することが特徴である。これは、「甘えと攻撃」が表裏一体となっている未熟な心性にある者に対しては、権威や権力を背後効果にした受容的な対応が有効だからである。

「歪んだ恋愛感情型」（23ケース）：これは怨恨の感情はないが、好意感情の伝え方が極めて歪んでおり執拗、粘着である。そのためストーカー行為が長期間に及ぶこともある。女性のストーカーが多いこと、女性加害者には被害者意識がみられること、が特徴である。

「一方的恋愛感情型」（18ケース）：被害者が拒否、嫌悪しても、加害者は恋愛、好意感情等を一方的に伝え続けたり交際を要求するケースである。このケースのほとんどは、加害者は自分の行為がストーカーに当たることを理解していないため、ストーカーの意味と規制法について分かりやすく説明することで終結することが多い。

対人援助者は、「怨型」と「うらみ型」など怨恨の感情が加害者に明らかにみられるときはその動向に注意し、特に怨み化しているときは要注意である。「怨型」と「うらみ型」は、法的対応と同時に臨床的対応、すなわち司法臨床による対応が必要になる。

本研究の成果は以上であるが、最後に対人援助者に向けて司法臨床の展望と課題について述べる。

法的人間観が想定していることは、人間とは自由意思を備え自己の行為を意識的に制御する主体的存在であり、自己の責任を負う、ということである。その人間観に従って、人に意思・行為・責任の能力があれば、自由意思により当該行為を選択した責任が問われ、行為が法から逸脱した場合、罰が下される。これが司法の基本前提である。

一方、心理臨床学、社会学などの人間諸科学の人間観には、問題とされる対象が人間である場合、それらは精神内界の特質によってではなく、コミュニケーション行動によって定義される、という考え方がある。つまり、人は関係性で成り立つものだということである。

したがって、人が示している犯罪などの問題行動は、その人を取り巻く、友人、家族、学校、職場、地域社会との関係性の歪みであると捉える。犯罪をした個人に原因を帰属させない、つまり誰をも悪者にせず、援助関係を築きながらその人の更生を進めるといった臨床の方向性に展開する。このことが対人援助者の「司法臨床」によるアプローチに求められる要点である。

現在、司法の世界にも「治療的司法」の潮流がある。治療的司法とは、「当事者主義、弾劾主義型に基づく刑事手続に代替する新たな刑事司法の在り方への模索から生まれたモデルとその哲学であり、犯罪者の抱える問題や犯罪の背後に潜む問題について解決を提供することによって安心安全な社会を目指す、まったく新たな刑事司法の思想的潮流である」（指宿、2012）。

心理臨床学の観点から「司法臨床」によるアプローチがなされ、法学の観点から「治療的司法」によるアプローチがなされることによって、犯罪者、非行少年、加害者に対する適切な援助が実現する。私たちは今まで、犯罪者や非行少年をはじめとするさまざまな加害者や加害少年に対して、司法的もしくは司法を土台にした議論とアプローチに終始しており、臨床的アプローチさらには司法と臨床の交差領域に生成する「司法臨床的アプローチ」を実現しようとしなかったのではないだろうか。「加害者臨床」の課題はここに尽きるといっても過言ではない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 廣井亮一, 篠崎真佐子, 小池安彦, 西田勝志	4. 巻 18
2. 論文標題 司法臨床の展開（第五報）- ストーカー対応の現状と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と心理	6. 最初と最後の頁 34-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣井亮一	4. 巻 1057
2. 論文標題 「いじめ防止対策推進法」を考える	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 児童心理	6. 最初と最後の頁 97-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣井亮一	4. 巻 7月号
2. 論文標題 非行少年は凶悪化しているか - 現代の非行を考える	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 月間福祉	6. 最初と最後の頁 56～57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣井亮一	4. 巻 29
2. 論文標題 家族関係による非行の理解とケア - 家族療法によるアプローチ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 第29回全国付添人経験交流集会 報告集	6. 最初と最後の頁 6-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 廣井亮一, 新宮一成, 村松励, 四方光
2. 発表標題 ハイリスク・ストーカーへの対応と対策 - 100ケースの質的分析をもとに
3. 学会等名 日本犯罪心理学会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 廣井亮一、篠崎真佐子、小池安彦、西田勝志
2. 発表標題 ストーカー対応の現状と課題 司法臨床の展開 (第五報)
3. 学会等名 法と心理学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 廣井亮一、河野聡、岡本潤子、中川利彦、河野聖子
2. 発表標題 法と家族臨床
3. 学会等名 第33回日本家族研究・家族療法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 廣井亮一
2. 発表標題 質的研究における研究と実存の間-司法臨床としての情状心理鑑定をもとに
3. 学会等名 第13回日本質的心理学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 廣井亮一、中川利彦、児島達美、水町勇一郎	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 237
3. 書名 心理職・援助職のための法と臨床	

1. 著者名 廣井亮一、青山彩子、安倍哲夫、金政祐司、河合幹雄、後藤弘子、四方光、芝田修一、野村照幸、長谷川京子、福井裕輝、守山正、山脇絵里子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 398
3. 書名 ストーキングの現状と対策	

1. 著者名 廣井亮一、指宿信、石塚伸一、佐伯昌彦、淵野貴生、番敦子、宮地尚子、菊池美名子、田村正博、後藤弘子、杉田聡、平山真理、安田裕子、坂上香、中村正、鈴木伸元	4. 発行年 2017年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 303
3. 書名 犯罪被害者と刑事司法	

1. 著者名 廣井亮一、他未定	4. 発行年 2018年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 480
3. 書名 治療的司法の実践	

1. 著者名 廣井亮一、中川利彦、水町勇一郎、児島達美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 256
3. 書名 対人援助のための法と臨床 - 家族・学校・職場を助ける基礎知識	

1. 著者名 廣井亮一、サトウタツヤ、指宿信、松本克美、若林宏輔	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 274
3. 書名 法と心理学への招待	

1. 著者名 廣井亮一、指宿信、石塚伸一、佐伯昌彦、番敦子、田村正博、後藤弘子、杉田聡、平山真理、	4. 発行年 2017年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 320
3. 書名 刑事司法を考える 第4巻	

1. 著者名 廣井亮一、守山正、青山彩子、長谷川京子、四方光、後藤弘子、安部哲夫、福井裕輝、河合幹雄、	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 414
3. 書名 ストーキングの現状と対策	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----